

食事療養費について

当院は関東信越厚生局に、入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（朝食：午前8時、昼食：午後0時、夕食：午後6時）適温で提供しております。入院中の食事についてご負担いただく金額は次のとおりです。（なお、この負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。）

70歳未満の方

区 分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1食490円
一般（住民税課税世帯）※指定難病患者等			1食280円
住民税 非課税世帯	過去12ヶ月の 入院日数	90日以内	1食230円
		90日超え	1食180円

70歳以上の方

区 分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1食490円
一般（住民税課税世帯）※指定難病患者等			1食280円
住民税非課税世 帯（低所得者Ⅱ）	過去12ヶ月 の入院日数	90日以内	1食230円
		90日超え	1食180円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ）			1食110円